

定 款

特定非営利活動法人
りすシステム

(改定履歴)

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 平成22年4月28日 | 変更 |
| 2. 平成23年9月9日 | 変更 |
| 3. 平成24年7月12日 | 認証 |
| 4. 平成24年9月3日 | 変更 |
| 5. 平成24年11月26日 | 変更 |
| 6. 平成25年9月9日 | 変更 |
| 7. 平成27年2月1日 | 変更 |
| 8. 平成27年5月27日 | 認証 |
| 9. 平成27年11月16日 | 変更 |
| 10. 平成29年6月12日 | 認証 |
| 11. 平成29年6月22日 | 変更 |
| 12. 平成30年9月21日 | 変更 |
| 13. 平成31年4月2日 | 認証 |
| 14. 令和元年11月25日 | 変更 |
| 15. 令和2年2月27日 | 認証（合併；附則追加） |
| 16. 令和2年7月31日 | 変更 |
| 17. 令和3年12月17日 | 認証 |
| 18. 令和5年2月1日 | 認証 |
| 19. 令和6年6月25日 | 変更 |
| 20. 令和6年11月12日 | 認証（合併；附則追加） |
| 21. 令和7年9月29日 | 変更（認証待ち） |

特定非営利活動法人りすシステム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人りすシステムという。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を東京都豊島区巣鴨五丁目35番37号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を以下に置く。

- (1) 東京都千代田区九段北一丁目4番5号
- (2) 大阪府大阪市北区東天満一丁目10番14号
- (3) 宮城県仙台市青葉区中央二丁目7番30-606号
- (4) 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目28番9-503号
- (5) 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目12番2-401号
- (6) 広島県広島市東区光町二丁目4番4-601号
- (7) 愛媛県松山市大街道三丁目5番4-303号
- (9) 大分県大分市金池町二丁目3番4号
- (10) 北海道札幌市北区北二十四条西三丁目22番地6階C号室
- (12) 東京都江東区新木場四丁目6番13号
- (13) 大分県由布市庄内町龍原382番3

(目的)

第3条 この法人は、21世紀という時代は母なる地球、そこに生存する人類一人一人が共生できる新たな社会システムの構築が必要であるとの共通認識のもとに、「人間の尊厳」・「生き方の自由」・「死の自己責任化」を基本理念とした「生前契約文化」の普及・発展を通じて、国民の保健・福祉・文化の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的達成のため次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 生前契約に関する啓蒙普及事業
- (2) 死後事務（祭祀主宰を含む）の受託事業
- (3) 死後事務の受託に係る一般貨物自動車運送事業（霊柩の運送に限る）
- (4) 生前事務（身上監護、身元引受保証、生活支援等）の受託事業
- (5) 任意後見人並びに成年後見人等の受託事業
- (6) 遺言執行（遺言執行の履行補助を含む）及び遺産整理手続に関する事業
- (7) 目的達成に必要な人材育成並びに出版に関する事業
- (8) 死因究明及び地球にやさしい葬法の調査研究、開発、啓蒙普及事業
- (9) 地球に恩返し運動（森づくり等）に関する事業
- (10) 生前契約利用者に対する支援事業

(11) この法人と同じ目的をもつ特定非営利活動法人の設立、運営、支援に関する事業

2 その他の事業

(1) 貨物軽自動車運送事業

- 3 第2項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障の無い限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(入会)

第7条 この法人へ会員として入会しようとする者については、この法人の趣旨に賛同する者であれば特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会に於いて別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上。
- (2) 監事2人以上。
- 2 顧問、相談役若干名を置くことができる。
- 3 理事のうち1人を代表理事として置き、他に会長理事1人を置くことができる。
- 4 専務理事、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び会長理事は理事の互選とする
- 3 専務理事、常務理事は理事の中から代表理事の指名により選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事及び会長理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事、常務理事はこの法人を代表すべき理事の意を体して業務を遂行し、同理事に事故ある時、代表理事、会長理事が共に欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長することができる。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員をおく。

2 職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益を以て償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録を作成した者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算を以て定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	松島 如戒
理 事	黒澤 淑子
同	森 妙子
監 事	宇佐美さち子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 会員
 - ① 入会金 10,000円
 - ② 年会費 1,000
- 7 この法人の合併認証後の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	杉山 歩
理 事	天野 マキ
同	安藤 由記男
同	生野 茂男
同	横村 久子
同	大日方 公子
同	八木澤 壯一
同	西村 晃正
同	長谷川 範子
監 事	清水 勇男
同	岩下 宜子
- 8 この法人の合併当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、合併認証の日から令和3年6月30日までとする。
- 9 この法人の合併当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、合併認証の日から令和2年6月30日までとする。

*

(西日本生活支援センターとの合併に係る附則10～12を定める)

附則

10 この法人合併認証後の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	杉山 歩
理 事	天野 マキ
同	生野 茂男
同	檳村 久子
同	八木澤 壯一
同	宮田 昭
同	花田 和広
同	岩下 宣子
同	原 令子
同	ウァファタリメジカ 加々木
同	東本 博之
監 事	清水 勇男
同	中井 孝

11 この法人の合併当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、合併認証の日から令和7年6月30日までとする。

12 この法人の合併当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、合併認証の日から令和7年6月30日までとする。

(令和7年9月29日開催の定時社員総会にて議決された役員に関する事項の定款変更に係る附則)

13 第13条～第15条の規定は、東京都知事による認証日(令和 年 月 日)から施行する。